

平成27年2月10日
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置対象業者名及び住所
有限会社 斉藤造林
福島県喜多方市熊倉町雄国字八木沢道中乙562番地
- 2 指名停止期間 自 平成27年2月11日
 至 平成27年4月10日（2ヵ月間）
- 3 指名停止の理由
有限会社斉藤造林は、関東森林管理局会津森林管理署長が平成25年7月3日に入札公告した小倉川林道外28改良工事及び中田付林道外16改良工事について、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の有効期間が平成25年8月1日から平成25年9月11日までの間切れ、この期間については公共工事の入札及び契約に応じることができないにも関わらず、この期間内に上記工事を請け負った（平成25年8月6日の入札に参加し、平成25年8月8日及び平成25年8月26日に契約締結）として、平成27年1月26日に建設業許可部局（福島県）から監督処分（指示）を受けた。
このことは、工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第14号イ（建設業法違反行為）に該当し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるため。

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：行政専門員